

令和8年(2026年)2月10日

介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」の規定に基づき、令和8年2月5日付けで下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

法人名：株式会社マーファ
所在地：札幌市白石区中央一条7丁目8番17号1階
代表者：代表取締役 辻 拓也

2 対象事業所

(1) 事業所名：訪問介護事業所「ブラウン」

所在地：札幌市東区本町1条7丁目1-7 モアナロイヤル101
事業の種類：訪問介護及び第1号訪問事業（平成29年11月1日指定）
事業所番号：0170208243

(2) 事業所名：訪問介護事業所「グリーン」

所在地：札幌市白石区中央1条7丁目8番17号1階
事業の種類：訪問介護(平成22年3月24日指定)及び第1号訪問事業(平成29年4月1日指定)
事業所番号：0170506406

3 行政処分の内容等

(1) 行政処分の内容

介護報酬請求額の上限を7割とする制限（3割の減額）3か月

(2) 対象期間

令和8年3月1日から令和8年5月31日まで

4 行政処分に至る経緯、理由

(1) 不正請求（法第77条第1項第6号）

令和6年9月に実施したブラウンに対する運営指導において、基準等に定める資格を有しない職員（以下「無資格者」という。）が身体介護及び生活援助の提供を行い、居宅介護サービス費の請求を行うことは認められない旨の指摘を受けていたにもかかわらず、当該指導以降も令和7年2月までの期間、無資格者3名が、ブラウンの

利用者4名、グリーンの利用者17名に対して、身体介護及び生活援助の提供を行い、不正に訪問介護費の請求を行った。

(2) 法令違反（法第115条の45の9第1項第6号）

上記(1)のとおり、居宅介護サービス費の請求に関し不正を行い、法に違反したものと認められることから、法第115条の45の9第1項第6号の規定に該当し、一体的に運営している第1号訪問事業についても、指定訪問介護と同様に行政処分を行うものである。

5 経済上の措置（返還請求予定額）

不正請求によって受領した介護報酬を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

(1) 訪問介護事業所「ブラウン」

返還請求予定額 約114万円（不正請求額 約82万円、加算額 約32万円）

(2) 訪問介護事業所「グリーン」

返還請求予定額 約345万円（不正請求額 約246万円、加算額 約99万円）

2事業所計 約459万円（不正請求額 約328万円、加算額 約131万円）